

(令和3年9月改訂版)

重要・保存

返還のてびき

(高校奨学金・支度金)

奨学生番号								
氏名								
学校名								

※奨学生本人及び連帯保証人の方が必ずご一読ください。

返還の記録

奨学金を返還するための基本的な事項です。忘れないよう必ず記入してください。

返還は原則として卒業した年の12月から始まります。

提出された「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により返還方法、返還口座を確認し記入してください。

奨学生番号								
奨学生氏名								
連帯保証人氏名								
借用金額	支度金 _____ 円				奨学金 _____ 円			
返還方法 (該当する返還方法を○で囲む)	月賦 (振替日 毎月 25 日)				半年賦 (振替日 6 月 30 日、12 月 15 日)			
	※口座振替日が銀行休業日の場合は翌営業日							
返還年数	年							
返還口座 (預金口座振替依頼書により登録した口座を記入してください。)	銀行	銀行名						
		支店名						
		口座番号						
		口座名義						
	ゆうちょ銀行(郵便局)	通帳記号						
		通帳番号						
		口座名義						

- ※ 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出がない場合、その他やむを得ない場合は、振込による返還となります。
- ※ 返還方法、返還口座は提出した「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により確認してください。
- ※ **返還口座は奨学生本人または連帯保証人いずれかの名義の口座に限ります。**
- ※ 返還年数は2ページの奨学金の返還方法及び17ページの返還額早見表で確認してください。

目 次

1	返還が始まる皆さんへ	… 1
2	奨学金の返還方法	… 2~5
	（1）返還開始	… 2
	（2）返還期間	… 2
	（3）返還方法	… 3
	（4）返還方法の変更	… 5
	（5）繰上返還について	… 5
	（6）返還完了について	… 5
3	返還の猶予 ^{ゆうよ}	… 6~7
4	返還の免除 ^{めんじょ}	… 8
5	返還金の滞納と督促	… 9
6	返還に関する届出等	… 10
◇	様式集	…11~16
◇	入学支度金及び奨学金返還額 ^{はやみひょう} 早見表	… 17

1 返還が始まる皆さんへ

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の奨学金及び支度金（以下、奨学金）は、あなた（奨学生本人）に高等学校等の在学中貸与したものであり、貸与終了後は返還の義務が生じ、奨学生本人が責任をもって必ず返還しなければなりません。

この返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。

あなたが借りた奨学金です。

あなたの返還が後輩の未来を支えます。

多くの後輩に奨学金が貸与されるよう、一人ひとりが責任をもって、約束どおり返還期限までに返還してください。

奨学生本人から返還されない場合には、連帯保証人が返還しなければなりません。（連帯保証人は、奨学生本人と同等の返還義務があります。）

○ 返還が困難になったら、当財団に相談すること。

やむを得ない理由で返還が困難になった場合は、一定期間返還を停止する猶予などの制度が使える場合もありますので、当財団に相談してください。（猶予制度の詳細については6ページをご覧ください。）

○ 住所、氏名、電話番号が変わったら当財団に連絡すること。

振替日や残額等を記載した通知を定期的を送付しています。各種変更の連絡がないと重要な通知が届かなくなり、返還の遅れにつながり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。13ページの様式をコピーして記入し郵送されるか、当財団に連絡してください。

○ 約束どおり返還すること。

奨学金は貸与です。約束どおり返還してください。滞納した場合、本人・連帯保証人に対して、文書通知、架電督促、訪問督促、裁判等を順次行うこととしています。また、債権回収会社への回収委託の手続き、給与や預貯金の差し押さえ（強制執行）がなされる場合があります。

2 奨学金の返還方法

(1) 返還開始

返還開始は、原則として卒業した年の12月からです。初回返還時の約1ヶ月前に返還開始通知を発送し、今後の返還計画等についてお知らせします。

なお、大学等に進学された場合は、その在学期間中は返還を猶予することができます。(猶予制度の詳細については6ページ及び大学進学による返還猶予のイメージ図7ページをご覧ください。)

※ 高等学校等を退学、あるいは奨学金貸与を途中で辞退された方の返還開始時期は異なる場合がありますので、返還開始通知の返還計画表で確認してください。

(2) 返還期間

支度金及び奨学金の返還期間は、以下のとおりとなります。

《返還期間一覧表》(貸与期間3年の場合)

種別	学校	標準返還期間	備考
支度金	公立高校	9年	(固定値)
	私立高校	12年	(固定値)
奨学金	公立高校	9年	貸与期間3年の場合、その3倍
	私立高校	12年	貸与期間3年の場合、その4倍

《返還の具体例》

種別		公立高校(3年間) 自宅通学の場合	私立高校(3年間) 自宅通学の場合
支度金	貸与額	50,000円	100,000円
	返還期間	9年間(100回)	12年間(143回)
	1ヶ月あたりの返還額	500円	700円 (初回:600円)
奨学金	貸与月額	18,000円	25,000円
	貸与総額	648,000円	900,000円
	返還期間	9年間(108回)	12年間(143回)
	1ヶ月あたりの返還額	6,000円	6,300円 (初回:5,400円)
支度金・奨学金の 毎月の返還額(合計)		6,500円	7,000円 (初回:6,000円)

(3) 返還方法

返還方法は、口座振替（原則）、銀行振込、コンビニ払いのいずれかです。

なお、いずれの場合も支度金と奨学金は、合算して請求されます。いずれの返還方法も月賦払い（原則）と半年賦払いがあります。

① 口座振替（原則）（令和3年度現在 振替手数料無料）

「福岡銀行」、「西日本シティ銀行」又は「ゆうちょ銀行」の預金口座（本人もしくは連帯保証人名義の口座）から自動的に引き落とす方法での返還となります。

《月賦払い》

毎月25日が振替日（土日祝日の場合は翌営業日）です。月賦払いの場合は再振替がありませんので、確実に口座振替が行われるよう、残高の確認をお願いします。また、6月と12月に返還状況のお知らせ（ハガキ）を送付しますので、現在の状況をハガキで確認してください。

《半年賦払い》

6月30日（再振替日は7月31日）と12月15日（再振替日は1月20日）が振替日（土日祝日の場合は翌営業日）です。確実に口座振替が行われるよう、残高の確認をお願いします。また、6月と11月に返還状況お知らせ（ハガキ）を送付しますので、現在の状況をハガキで確認してください。

月賦払い、半年賦払いとも上記日程で口座振替ができなかった場合は、督促状に同封の振込用紙もしくはATM等により早急に振込してください。

また、次回から残高不足にならないようにしてください。

口座振替により引き落とした金額は、いかなる理由があっても返金には応じられません。また、滞納金の口座振替はできません。

返還方法は原則口座振替ですが、②銀行振込、③コンビニ払いの方法もあります。

② 銀行振込

口座振替による返還が困難な場合、返還通知同封の振込用紙での振込、もしくはATM等からの振込による返還となります。

《月賦払い》

毎月10日前後に返還通知を送付します。当月分の返還金額が記載された振込用紙を同封していますので、毎月月末までに振込をお願いします。

《半年賦払い》

6月分は6月1日前後に、12月分は11月15日前後に返還通知を送付します。返還金額が記載された振込用紙を同封していますので、6月分は6月30日までに、12月分は12月31日までに振込をお願いします。

上記返還期日までに銀行振込ができなかった場合でも、振込用紙に使用期限はありませんので、早急に振込をお願いします。また、ATM等からの振込も可能です。

※ 返還通知に同封する振込用紙は、福岡銀行の振込用紙が同封されています。
西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行の振込用紙をご希望の場合は、当財団へ連絡をお願いします。

※ 福岡銀行、西日本シティ銀行の振込手数料は、財団指定の各銀行専用振込用紙をそれぞれの銀行窓口で使用した場合は無料です。
ゆうちょ銀行の振込手数料は、個人負担となります。

【銀行ATMやインターネットからの振込について】

銀行振込の方法について、振込用紙を使用しての振込以外に、銀行ATMやインターネットからの振込も可能です。下表のとおり福岡銀行・西日本シティ銀行・ゆうちょ銀行の返還金収納口座（財団受取口座）を用意していますので、銀行ATM等から振り込む場合は、入力誤りの無いようお願いいたします。併せて、振込人名義を入力する際、**必ず奨学生番号（8桁の数字）を入力し、その後に奨学生氏名を入力**してください。**奨学生番号の入力がない場合、正しく振込処理がなされない場合があります。**なお、銀行ATMやインターネットからの振込手数料は返還者の個人負担となります。

《返還金収納口座（財団受取口座）》

	払込先	預金種目	口座番号	口座名義
銀行口座	福岡銀行 県庁内支店	普通預金	0940786	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	西日本シティ銀行 千代町支店	普通預金	3145903	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	ゆうちょ銀行 <small>いちなぎゆう</small> 一七九店	当座預金	0088654	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

③ コンビニ払い（滞納がある場合はコンビニ払い不可）

口座振替による返還が困難な場合、コンビニ払いによる返還方法もあります。ただし、コンビニ払いの手数料（132円、5万円を超える返還金の場合は332円）は、返還者の個人負担となります。

《月賦払い》

毎月10日前後に返還通知を送付します。当月分の返還金額が記載されたコンビニ払込票を同封していますので、**毎月月末までにコンビニでの支払い**をお願いします。

《半年賦払い》

6月分は6月1日前後に、12月分は11月15日前後に返還通知を送付します。返還金額が記載されたコンビニ払込票を同封していますので、6月分は6月30日までに、12月分は12月31日までにコンビニでの支払いをお願いします。

上記返還期日までにコンビニで支払いができなかった場合は滞納となります。**返還期日を過ぎたコンビニ払込票は使用できません**ので、督促状に同封の振込用紙もしくはATM等により早急に振込してください。

(4) 返還方法の変更

半年賦払いから月賦払い、引き落とし口座の変更等、随時受付していますので、変更を希望される場合は当財団に連絡してください。
必要な書類をお送りいたします。

(5) 繰上返還について

奨学金の返還については、全額又は一部を繰上返還することができます。
当財団の奨学金は、無利息で貸与しているため、繰上返還による優遇措置等はありません。

① 口座振替による繰上返還

口座振替による繰上返還を希望する場合は、繰上返還を希望する振替日の1か月前までに、当財団に電話で連絡してください。

口座振替による繰上返還は、次の場合に限ります。

- ① 一括返還 … 返還残額について、一括の返還です。
- ② 返還額の増額 … 1回あたりの返還額を増額して、返還期間を短縮します。
- ③ 期間の短縮 … 申請に基づき返還期間を短縮します。1回あたりの金額は自動的に算出されます。

② 銀行振込による繰上返還

銀行振込による繰上返還は、随時、任意の金額で返還することができます。

ATM等から振込される場合は4ページの【銀行ATMやインターネットからの振込について】を確認のうえ振込してください。なお、振込用紙を希望する場合は、当財団に連絡してください。

なお、1回分繰上返還した場合は、次の返還期には、その次の返還期限分を返還通知によりお知らせします。このため、その通知に基づく返還がない場合においても、次の返還期限までは滞納となりません。

(6) 返還完了について

返還が完了したときは、最終返還日の翌月に返還完了通知と貸与前に記入した「誓約書・借用証書」をお返しします。

3 返還の猶予^{ゆうよ} (関係様式：14ページ)

奨学生であった者が、次のいずれかの事由に該当し、返還が困難となった場合には、奨学金の返還を猶予（先延ばし）することができます。

猶予を希望する場合は、返還猶予願（様式第13号：14ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して速やかに当財団に提出してください。

なお、猶予が決定されるまでは、口座振替や督促が行われます。

令和4年4月に大学等への進学者は令和4年7月末までに申請してください。

7ページの進学による返還猶予のイメージ図を参照してください。

猶予の決定及びその期間は、文書によってお知らせします。

《猶予の事由と必要書類》

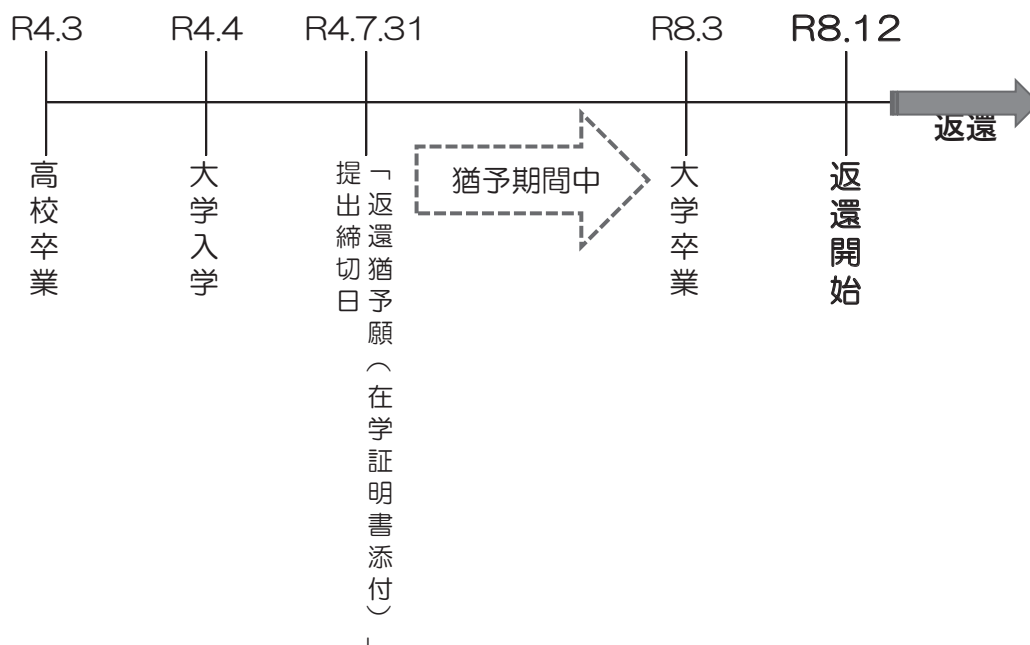
	事由	必要書類 <証明書（奨学生本人のもの）>	猶予期間
1	在学	在学証明書（原本）	在学期間
2	病気・けが	診断書等（病名・就労困難の記載があるもの）	1年間
3	経済困難	所得証明書（原本）又は 源泉徴収票（写し）又は 雇用関係終了が確認できるものの写し（退職証明書等）	1年間 <u>（1回限り）</u>
4	妊娠	本人氏名と出産予定日が確認できる書類の写し（母子手帳等）	出産予定日まで
5	出産	本人氏名と出産日が確認できる書類の写し（母子手帳等）	出産後1年間
6	災害	市町村役場等発行の罹災証明書	1年間
7	その他	申請事由を証明する書類	1年間

※公的証明書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

※「3 経済困難」について、平成24年度から平成26年度に採用決定した奨学生については、一定の条件を満たせば更新できる場合がありますので、財団にお問合せください。

《参考》4年制大学進学による返還猶予のイメージ

※返還猶予申請をされない方は令和4年12月から返還開始となります。



※ 返還猶予について、支出が多い（他に借金がある等）等の理由による猶予は認めていません。

※ 1 在学での猶予について、次の事由が発生し猶予を希望する場合、手続きする必要があります。

- (1) 高校在学中に奨学金を辞退した場合
- (2) 借用期間終了後も留年等により卒業期が延びた場合

※ 7 その他での猶予について、普通科と専攻科等により奨学生番号が2つある方については、一方の返還が終わるまで一方を猶予することができます。その場合においても、1年毎に猶予申請書を当財団へ提出する（添付書類：本人の所得証明書）手続きが必要になります。

4 返還の免除^{めんじょ} (関係様式：16ページ)

次のような場合、申請により奨学金の返還を免除することがあります。

免除を希望する場合は、返還免除願（様式第14号：16ページ参照）に必要な事項を記入し、所定の証明書を添付して当財団に提出してください。

(1) 死亡による免除

本人が死亡し返還ができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

①返還免除願（連帯保証人署名）

②（死亡した奨学生本人の）戸籍抄本、個人事項証明書等の公的証明書

※ 公的書類等はマイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。

(2) 著しい障がいによる免除

本人が、著しい障がいを受け労働能力を喪失した場合等、奨学金を返還することができなくなったときに返還免除を申請する場合は、次の書類が必要となります。

この理由による申請を行う際は、事前に当財団あてご相談ください。

①返還免除願（本人又は連帯保証人署名）

②医師の診断書（財団所定の用紙）

③身体障害者手帳等の写し

④その他、返還できない状況を証する書類

5 返還金の滞納と督促

(1) 返還金の滞納

返還期限までに返還されない時は、滞納となります。

正当な理由なく滞納となった場合は、返還すべき日の翌日から返還の日まで、日歩2銭（年利換算7.3%）の延滞利息を徴収します。

滞納状態を早急に解消するために、督促状同封の振込用紙を使用して振込をするか、銀行ATM等から下記記載の財団口座に振込をお願いします。

《返還金収納口座》（財団受取口座）

	払込先	預金種目	口座番号	口座名義
銀行口座	福岡銀行 県庁内支店	普通預金	0940786	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	西日本シティ銀行 千代町支店	普通預金	3145903	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
	ゆうちょ銀行 いちななきゆう 一七九店	当座預金	0088654	公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

※ 銀行ATMやインターネットから振り込む場合は、振込人名義を入力する際、必ず奨学生番号を入力し、その後に奨学生氏名を入力してください。奨学生番号の入力がない場合、正しく返還処理がなされない場合があります。

なお、銀行ATM等からの振込手数料は返還者の個人負担となります。

(2) 返還金の督促

返還期限までに返還されない場合は、本人や連帯保証人に対して、督促状の送付、当財団職員及び委託した債権回収会社による電話などにより督促をします。

また、当財団職員が、本人や連帯保証人の自宅や勤務場所を直接訪問して督促をします。

(3) 訴訟手続（裁判）や債権回収会社への回収委託

督促を行っても返還されない滞納者に対しては、順次、訴訟手続（裁判）や債権回収会社への回収委託を実施します。

訴訟手続（裁判）

裁判所に対し支払督促の申立（訴訟等）を行い、裁判所に出廷していただきます。それでもなお返還されない場合は裁判所に強制執行の申立を行い、給与や預貯金の差し押さえを行います。

債権回収会社（サービサー）

法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者です。

『滞納にならないために・・・』

返還方法は、返しやすいように分割で口座振替により行っています。
ただし、滞納分については銀行振込による返還となり、一度返還が遅れると滞納額が増えていく可能性があります。

そうならないために、計画どおりに返還をしていきましょう。

奨学金は貸与です。返還は当然のルールです。

病気、災害等により、約束どおりの返還がどうしても困難な時は、返還を猶予できる場合（6ページ参照）があります。絶対に滞納をそのままにせず、返還のてびきを確認の上、必要な手立てを講ずるか、または、福岡県教育文化奨学財団に連絡し相談してください。

6 返還に関する届出等

(1) 返還方法の変更 5 ページ参照

(2) 連帯保証人の変更（関係様式：12 ページ）

連帯保証人の死亡等により変更の必要が生じた場合は届け出てください。

連帯保証人を変更する場合は、必ず奨学生本人と、新たに連帯保証人となる人が自署・押印し、印鑑登録証明書を添付して提出してください。

(3) 住所・氏名・勤務先（本人・連帯保証人）の変更（関係様式：13 ページ）

転居等により本人や連帯保証人の情報に変更がある場合は、郵送で届け出てください。

この変更については電話でも受け付けていますので、返還開始前・猶予期間中等であっても、変更があった場合は必ず届け出てください。

(4) 返還の猶予 6 ページ参照（関係様式：14 ページ）

(5) 返還の免除 8 ページ参照（関係様式：16 ページ）

住所等に変更があった場合には必ず届け出てください。届出がない場合、当財団からの重要な通知が届かなくなり、本人や連帯保証人にとって不利になることがあります。

様式集

様式は切取らず、コピー又は同様の書式で作成の上提出してください。
様式については、財団のホームページからもダウンロードできます。

連帯保証人変更届兼誓約書	… 様式第 8 号
住所・氏名・勤務先変更届	… 様式第 9 号
返還 ^{ゆうよ} 猶予願	… 様式第 13 号
返還 ^{めんじょ} 免除願	… 様式第 14 号

奨学財団ホームページアドレス

<http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>

※コピーして使用してください。

様式第8号

連帯保証人変更届兼誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

奨学生番号 第 _____ 号
 出身学校名 _____ 学校
 奨学生氏名 _____ ⑩ ※ 奨学生本人が自署・押印
 住 所 (〒 _____)

 電話番号 _____ 携帯番号 _____

次のとおり連帯保証人を変更していただきたく、印鑑登録証明書（新連帯保証人）を添えてお届けいたします。

(変更内容)

旧連帯保証人氏名	
新連帯保証人氏名	

(変更事由)

.....

今後、新連帯保証人は、貴財団の貸与規程に従い、上記奨学生の貴財団に対する借受債務について、連帯して負担することを誓約します。

新連帯保証人 ^{カガナ} 氏名 _____



※ 新連帯保証人本人が自署・押印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

奨学生との関係（続柄） _____

住所（〒 _____）

電話番号 _____ 携帯番号 _____

勤務先名 _____

勤務先電話番号 _____

添付書類 印鑑登録証明書（新連帯保証人）

(注) 連帯保証人を変更する場合、必ず新連帯保証人の承諾を受け、その本人が自署・押印してください。押印は実印を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

住所・氏名・勤務先変更届

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

奨学生番号 第 _____ 号

出身学校名 _____ 学校

奨学生氏名 _____ ⑩

(※該当する変更者の数字を○でかこむ)

<p>1 奨学生本人</p> <p>2 連帯保証人 (保護者)</p> <p>3 その他の連帯保証人 (氏名 _____)</p>) については、下記のとおり変更しましたからお届けいたします。
--	---------------------------------

※変更のあった部分のみ記入してください。

(フリガナ)

新氏名 _____ 電話番号 _____

新住所 (〒 _____)

新勤務先名 _____ 電話番号 _____

新勤務先住所 (〒 _____)

返 還 猶 予 願

令和 年 月 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

申請者 奨学生番号 _____

氏 名 _____

住 所 (〒 _____)



(本人又は連帯保証人)

電話・携帯 _____

奨学生氏名：	(出身学校名：)
--------	------------

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、関係書類を添えて提出いたします。

1 種別 (猶予を希望する種別を○印でかこむ)

支度金 ・ 奨学金

2 返還猶予を希望する期間

平成・令和 _____ 年 _____ 月から 令和 _____ 年 _____ 月まで (_____ 年間)

※進学の場合は入学した年月から卒業 (予定) の年月を記入してください。

3 事由 (該当の数字を○印でかこむ)

事由	添付書類 ← すべて奨学生本人のもの
I 在学	在学証明書 (原本)
II 傷病	診断書 (病名・就労困難の記載があるもの)
III 経済困難	所得証明書 (原本) 又は 源泉徴収票 (写し) 又は 雇用関係終了が確認できるものの写し (退職証明書等)
IV 妊娠	本人の氏名と出産予定日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※出産予定日まで猶予
V 出産	本人の氏名と出産日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※子供が1歳になるまで猶予
VI 災害	市町村役場等発行の罹災証明書
VII その他(事由: その事由を証明する書類を添付).....

※その他の事由により申請する場合は、事前に財団にお問い合わせください。

※「III 経済困難」について、平成24年度から平成26年度に採用決定した奨学生については、一定の条件を満たせば更新できる場合がありますので、事前に財団にお問い合わせください。

※公的証明書類等はマイナンバー (個人番号) の記載のないものを提出してください。

猶予記入例
返 還 猶 予 願

令和 3 年 9 月 〇〇 日

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

申請者 奨学生番号 430〇〇〇〇〇

忘れないように押印して下さい。
(認印など)

申請できるのは奨学生ご本人か
連帯保証人のいずれかです。

奨学 太郎 (印) (本人又は連帯保証人)

住 所 (〒〇〇〇) どちらかに〇をつけて下さい。

福岡市博多区東公園〇—〇 東公園ハイツ〇〇〇

電話・携

申請者の奨学生番号・氏名・住所・電話番号・出身学校名を記入して下さい。なお、住所欄は現住所を記入して下さい。(例 県外の大学等に在学されている方は実家の住所ではなく、**県外の現住所**を記入してください)

奨学生氏名： 奨学

下記のとおり奨学金の返還を猶予していただきたく、関係書類を添えて提出いたします。

1 種別 (猶予を希望する種別を〇印でかこむ)

支度金 ・ 奨学金

2 返還猶予を希望する期間

平成・令和 年
※進学の場合は入学した

- ハッキリと期間が分からない場合は、こちらで記入できますので、空欄のまま提出して下さい。
- 在学での猶予の場合は、その学校に入学した年月から卒業予定の年月を記入して下さい。

3 事由 (該当の数字を〇印でかこむ)

事由	添付書類	備考
I 在学	在学証明書 (原本)	
II 傷病	診断書 (病名・就労困難の記載があるもの)	
III 経済	退職証明書等	◆ 猶予期間・返還開始時期は、後日送付する 猶予決定通知 で必ず確認して下さい。
IV 妊娠	本人の氏名と出産予定日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※出産予定日まで猶予	
V 出産	本人の氏名と出産日が確認できる書類の写し (母子手帳等) ※子供が1歳になるまで猶予	
VI 災害	市町村役場発行の罹災証明書	
VII その他	(事由: _____ _____ _____)	奨学生番号が2つあるという理由で猶予を申請する場合は点線部分に『奨学生番号が2つあるため』と記入して下さい。

該当する事由の横にあるローマ数字に〇をつけて下さい。

※その他の事由により申請する場合は、事前に財団にお問い合わせください。

※「III 経済困難」について、平成24年度から平成26年度に採用決定した奨学生については、一定の条件を満たせば更新できる場合がありますので、事前に財団にお問い合わせください。

※公的証明書類等はマイナンバー (個人番号) の記載のないものを提出してください。

《入学支度金及び奨学金返還額早見表》

- ◆支度金と奨学金の両方を借りている場合は、合算して返還することとなります。
- ◆転・編入学又は年度途中で辞退している場合の返還については、この表によらない場合があります。
- ◆返還計画については、初回返還時に送付する返還開始通知の「奨学金返還計画表」により確認してください。

○支度金

区分	貸与月額	月賦			半年賦			返還年数 (目安)
		初回返還額	2回目以降返還額	返還回数	初回返還額	2回目以降返還額	返還回数	
公立	50,000円	500円	500円	100回	2,400円	2,800円	18回	9年
私立	100,000円	600円	700円	143回	3,400円	4,200円	24回	12年

○奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与額	月賦		半年賦		返還年数 (目安)	
				1回の返還額	返還回数	1回の返還額	返還回数		
公立	10,000円	1年	120,000円	初回 2,000円	36回	20,000円	6回	3年	
		2年	240,000円		71回		12回	6年	
		3年	360,000円		106回		18回	9年	
		4年	480,000円		142回		24回	12年	
			2回目以降 3,400円						
	15,000円	1年	180,000円	初回 5,000円	36回	30,000円	6回	3年	
		2年	360,000円		72回		12回	6年	
		3年	540,000円		108回		18回	9年	
		4年	720,000円		144回		24回	12年	
			2回目以降 5,000円						
	18,000円	1年	216,000円	初回 6,000円	36回	36,000円	6回	3年	
		2年	432,000円		72回		12回	6年	
3年		648,000円	108回		18回		9年		
4年		864,000円	144回		24回		12年		
		2回目以降 6,000円							
15,000円	1年	180,000円	初回 5,000円	36回	30,000円	6回	3年		
	2年	360,000円		72回		12回	6年		
	3年	540,000円		108回		18回	9年		
	4年	720,000円		144回		24回	12年		
		2回目以降 5,000円							
20,000円	1年	240,000円	初回 5,500円	36回	40,000円	6回	3年		
	2年	480,000円		72回		12回	6年		
	3年	720,000円		108回		18回	9年		
	4年	960,000円		144回		24回	12年		
		2回目以降 6,700円							
23,000円	1年	276,000円	初回 6,500円	36回	46,000円	6回	3年		
	2年	552,000円		72回		12回	6年		
	3年	828,000円		108回		18回	9年		
	4年	1,104,000円		144回		24回	12年		
		2回目以降 7,700円							
私立	10,000円	1年	120,000円	初回 2,500円	48回	15,000円	8回	4年	
		2年	240,000円		96回		16回	8年	
		3年	360,000円		144回		24回	12年	
		4年	480,000円		192回		32回	16年	
			2回目以降 3,800円						
	15,000円	1年	180,000円	初回 1,400円	48回	初回 19,000円	8回	4年	
		2年	360,000円		95回		15,000円	16回	8年
		3年	540,000円		143回		11,000円	24回	12年
		4年	720,000円		190回		7,000円	32回	16年
			2回目以降 3,800円		2回目以降 23,000円				
	25,000円	1年	300,000円	初回 3,900円	48回	初回 34,000円	8回	4年	
		2年	600,000円		96回		30,000円	16回	8年
3年		900,000円	143回		26,000円		24回	12年	
4年		1,200,000円	191回		22,000円		32回	16年	
		2回目以降 6,300円		2回目以降 38,000円					
15,000円	1年	180,000円	初回 1,400円	48回	初回 19,000円	8回	4年		
	2年	360,000円		95回		15,000円	16回	8年	
	3年	540,000円		143回		11,000円	24回	12年	
	4年	720,000円		190回		7,000円	32回	16年	
		2回目以降 3,800円		2回目以降 23,000円					
20,000円	1年	240,000円	初回 5,000円	48回	30,000円	8回	4年		
	2年	480,000円		96回		16回	8年		
	3年	720,000円		144回		24回	12年		
	4年	960,000円		192回		32回	16年		
		2回目以降 5,000円							
30,000円	1年	360,000円	初回 7,500円	48回	45,000円	8回	4年		
	2年	720,000円		96回		16回	8年		
	3年	1,080,000円		144回		24回	12年		
	4年	1,440,000円		192回		32回	16年		
		2回目以降 7,500円							

返還に関する情報は当財団のホームページにも掲載しています。

ホームページ <http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>

福岡県教育文化奨学財団 福岡支所



お問い合わせ先

公益財団法人 **福岡県教育文化奨学財団**

〒812-8575

福岡市博多区東公園7-7 福岡県教育庁内

電話 (092) 641-7326

FAX (092) 641-7530

ホームページ <http://ecs-pref-fukuoka.or.jp/>

電話受付時間 (平日) 8:30~17:15

※土曜日・日曜日・祝日・12月29日~1月3日を除く